

壬生町議会 Facebook 運用方針

1 趣旨

この運用方針は、壬生町議会 Facebook ページ（以下「当ページ」という。）を用いて町民等へ情報発信するために必要な基本事項を定める。

2 アカウント情報

- (1) アカウント名：壬生町議会
- (2) URL：

3 目的

町民等へ壬生町議会の活動や情報を知ってもらうことで、議会を身近なものに感じられると考えられることから、Facebook を活用した情報発信を行い、開かれた議会を推進することを目的とする。

4 管理責任者

当ページに関する最終決定権を有する責任者として管理責任者を置く。

- (1) 管理責任者は、議長をもって充てる。
- (2) 管理責任者は、当ページに関する総合的な管理運営を行う。

5 運用責任者

管理責任者を補佐する者として、運用責任者を置く。

- (1) 運用責任者は、議会広報特別委員長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、当ページの運用に関する権限及び責任を有する。

6 運用者

本ページの管理及び運用に関する事務を円滑に行うため、運用者を置く。

- (1) 運用者は、議会広報特別委員及び議会事務局とする。

7 投稿内容

- (1) 本会議・臨時会の日程等
- (2) 委員会の活動状況
- (3) その他、壬生町議会に関する情報

8 運用方法

- (1) 議会からの情報発信を原則とし、ほかの Facebook アカウントやページの投稿記事に対するコメントやシェア、いいねなどの操作は行わないことと

する。

- (2) 当ページの更新時間は、原則、町の執務時間とする。
- (3) 利用者は、閲覧、コメントなどを自由に利用することができる。ただし、寄せられたコメントに対しては、原則として返信しないものとする。
- (4) 運用責任者が必要と認めるときは、例外的に取り扱うことができる。

9 個人情報の取り扱いについて

当ページにおいて、壬生町議会が掲載する情報については、個人情報に関する法律及び壬生町個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に処理する。また、個人情報を収集する際は、目的を明示し、利用目的の範囲内においてのみ利用する。

10 情報発信に関する禁止事項

次に掲げる情報発信は禁止する。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反する恐れがある内容
- (2) 人種、思想、信条、職業等で差別又は差別を助長させる内容
- (3) 特定の個人・団体等を誹謗中傷する内容
- (4) 政治活動、宗教活動を目的とする内容
- (5) 議員の個人的見解や意見等の内容
- (6) 壬生町議会又は第三者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害する内容
- (7) 信憑性、信頼性のない情報又は噂や風評等を助長させる内容
- (8) わいせつな内容、その他公序良俗に反する内容

11 利用者に対する禁止事項

次に掲げる行為は禁止する。利用者の行為が以下の事項に該当する場合、投稿の削除、アカウントのブロック等を行う。

- (1) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏洩するもの
- (2) 壬生町議会又は第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷するもの
- (3) 壬生町議会又は第三者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害するもの
- (4) 信憑性、信頼性のない情報又は噂や風評等を助長させるもの
- (5) わいせつな内容、その他公序良俗に反するもの
- (6) 他の利用者又は第三者等になりすますもの
- (7) 投稿が広告・宣伝目的のもの
- (8) Facebook 利用規約その他の関連する Facebook 社の諸規定に反する行為に該当するもの
- (9) その他、管理責任者が不適切と判断するもの

1 2 著作権について

当ページにおいて掲載している情報（文章・写真・動画・イラスト等）の著作権は、壬生町議会または原著作者に帰属する。当ページの内容について、私的使用のための複製や引用など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできないものとする。

ただし、当ページへのリンクや Facebook 上でシェア機能を使用し、掲載することは問題ないものとする。

1 3 免責事項

- (1) 当ページの掲載情報の正確性・完全性・有用性等を完全に保障するものではない。
- (2) 利用者が当ページの掲載情報を利用し、または信用したことにより、当該利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。
- (3) 利用者により投稿（コメント・写真・動画等）されたコンテンツについて、一切の責任を負わない。
- (4) 利用者間若しくは利用者と第三者間のトラブルによって、利用者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 当ページは、予告なく内容の変更や運用方法の見直し等を行う場合がある。
- (6) 壬生町議会事務局は、(1)～(5)に掲げるもののほか、当ページに関連する事項に起因し、または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。